

○防衛庁告示第百十七号

内閣府の所管する防衛庁関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第六十九号）第三条第一項、第二項、第三項第三号及び第四項並びに第五条第二項の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等に関する告示を次のように定め、平成十五年七月一日から適用する。

平成十五年六月二十七日

防衛庁長官 石破 茂

改正 平成十九年一月四日防衛庁告示第八号

改正 令和元年十二月十三日防衛省告示第九十六号

電子情報処理組織による申請等に関する告示

第一条 防衛省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第五十九号。以下「規則」という。）第三条の申請等をする者及び規則第六条の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、防衛省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第二条 規則第四条第一項の規定による同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に

当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

第三条 申請等を行う者が、規則第五条各号の規定により書面等又は電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するときは、当該書面等又は当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物に行政機関等が電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行った日から七日以内に当該書面等又は当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和元年十二月十六日から施行する。